

3 教員組織, 教員数並びに各教員等に関する情報

④ 学部等教員組織編制方針

ア 薬学部

<p>①専任教員数の遵守, 教員の構成について</p> <p>大学設置基準等に規定されている必要な専任教員数を充足するため薬学部教員配置計画書に基づき, 適切に配置を行う。</p> <p>教員の構成については, 1研究室3名(教授, 准教授(専任講師), 助教, 各1名)を原則とし, ジェンダーや年齢の偏り等にも留意する。</p>
<p>②教育効果に配慮したクラス編成, 専任教員の授業負担への配慮について</p> <p>卒業の認定に関する方針(DP)に沿って, 教育課程を体系的に編成し, 多様な学修方法を実施する。通常のクラス編成に加え, 少人数編成によるリメディアル教育やSGD等のアクティブ・ラーニングを多くの科目で積極的に導入し, 薬学を学ぶ上での基礎的な知識の定着を図り, 医療人としての倫理観と高い専門性を備え, 自主創造の気風を身に付けるよう配慮する。</p> <p>なお, 専任教員の授業担当時間は, 学内運営・社会貢献への取り組み状況も勘案し, 特定の教員に過重な負担が生じないように時間割編成を行う。</p>
<p>③教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について</p> <p>授業は, 科目責任者を中心に各担当者が分担し運営を行う。学系会議等において意見交換を行うとともに課題があれば, 教育課程の編成及び実施に関する方針(CP)を検証するカリキュラム検討委員会, 学務委員会, 薬学実務実習を策定する病院・薬局実習委員会等の各種委員会で検討し, 教授会で審議・報告を行い, 学系会議において専任教員全員に周知することで, 教員間の連携体制を確保する。</p>
<p>④教員の資質向上について</p> <p>教員相互の授業参観, 定期試験問題の妥当性の確認等の各種FD活動を実施し, 定期的に教育課程の適切性について検証を行う。教員にその結果をフィードバックするとともに自己研鑽実施報告書及び授業改善計画報告書の提出を義務付け, 授業改善に役立てるよう自己振り返りを行うことで, 組織的に教育内容・教育方法の改善を図る。</p> <p>また, 薬剤師としての臨床経験を有する教員は, 付属病院等での病院実務研修による自己研鑽を義務付け, 実務実習科目等の薬学臨床教育の維持・向上に努める。</p>
<p>⑤その他, 学部等として重視するポイントについて</p> <p>一般社団法人薬学教育評価機構の実施する第三者評価を受け, 改善を図りながら本学部の薬学教育プログラムの質保証に努める。</p>

3 教員組織, 教員数並びに各教員等に関する情報

イ 薬学研究科

①専任教員数の遵守, 教員の構成について
大学院設置基準等に規定されている必要な教員数を充足するため, 薬学研究科教員配置計画書に基づき, 適切に配置する。
②教育効果に配慮したクラス編成, 専任教員の授業負担への配慮について
ディプロマ・ポリシー(DP)に掲げる能力を修得し, 指導的立場で活躍できる人材の育成を目指し, 指導教員による研究指導だけでなく, 複数の教員が講義・演習・研究に当たるオムニバス形式の指導体制によりカリキュラムを編成する。また, 大学院の教員を積極的に登用するとともに研究アドバイザー制度を設け, 所属研究室に制約されず組織的に連携し, 教育研究が行われる仕組みを構築する。 今後も専任教員の授業負担への配慮をするとともに教育及び研究指導の充実・発展を図る。
③教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について
教育研究指導の充実・発展を図り, 専門分野を超えた教育・研究指導体制を構築し, 組織的に大学院教育が行われるように研究アドバイザー制度を設け, 所属研究室に制約されず組織的に連携し取り組む仕組みを構築する。 大学院学務委員会において検討された事項は, 大学院分科委員会に報告・審議され, 大学院教員に周知して教員間の連携体制を確保し, 役割分担及び責任の所在を明確にすることで, 適切な大学院の運営を行う。
④教員の資質向上について
大学院教員の資質向上を図るための FD 講演会を開催, また研究指導資格を有する教員に対しては, 研究業績の確認を行う。大学院講義についても, 学生の授業評価や教員相互の授業参観により授業内容が適切であるかを確認し, その結果を教員にフィードバックするとともに研究科長に報告して研究指導の検証や授業内容の改善に努める。 今後も質保証体制を明確化し, 改善に努めることによって, 教育研究の適切な水準の維持及び充実と大学院教員の資質向上を図る。
⑤その他, 学部等として重視するポイントについて
魅力ある研究内容の発信を図り, 大学院生の確保に努める。